大分県新県有財産利活用推進計画(改訂版)(案)の概要

大分県長期総合計画

安心・活力・発展プラン2005 - ともに築こう大分の未来 -

『発展』 分権時代への対応 (1) 分権確立に向けた行政体制の整備

・持続可能な財政基盤の確立

計画の期間 平成17年度~平成27年度

大分県中期行財政ビジョン さらなる行財政改革の取組 ●財政構造改革 ◆離入の確保 計画の期間平成21年度~平成23年度 大分県行財政高度化指針 I. 持続可能な行財政基盤の確立 ~徹底した無駄の排除と機動的な行財政運営~

歳入確保目標額

現行計画 33億6千5百万円

(5年間)

改訂計画 46億5千2百万円

(7年間)

改訂による増額 12億8千7百万円

計画改訂の趣旨

1. 財政基盤の強化 (1)歳入の確保

3. 財産の有効活用 (2)県有財産の活用

計画の期間 平成24年度~平成27年度

〇未利用財産の有効活用の推進

〇未利用財産の有効活用の推進

〇ファシリティマネジメントの推進

- ①「大分県新県有財産利活用推進計画」は、県有財産の利活用を推進することによる歳入確保 を図り、大分県長期総合計画の実行を財産経営面から下支えし、行財政基盤の確立に寄与す ることを目的。
- ②現行計画は**平成21年度から5年間の計画**であり、平成24年度まで の**進捗率は、87**%
- ③大分県長期総合計画、大分県行財政高度化指針の計画最終年度が平成27年度であることから、計画を2年間延長し、更なる利活用を推進する改訂を行う。

改訂計画の基本方針

- ①行財政改革を推進する中、高等学校の再編整備や地方振興局の再編などにより、**未利用** 財産が多くなっており、その利活用が課題
- ②まずは公用・公共用を目的とした活用を図る。
- ③売却による歳入確保策が最も有効な活用となる財産について、積極的に売却を行う。
- ④中長期の貸付けも行うとともに、庁舎内空きスペース等を活用した貸付けの拡大を図る。
- ⑤施設等の計画的保全、維持管理費の最適化を図る。

なお、計画の進行管理については、毎年度、PDCAサイクルを着実に回していく。

具体的な取組

- 1 未利用財産の売却・貸付けの促進
- i 関係機関等との連携強化による売却・貸付け促進(地元市町村や不動産関係団体等)
- (1) 未利用地の利活用策
 - (ア) 大型物件未利用地に係る重点的な取組
 - 高校改革(前期・後期再編整備計画)により廃止した又は廃止される 県立高校などの「大型物件」について、重点的な利活用を図る。 例 旧佐賀関高校、旧緒方工業高校、臼杵商業高校など
 - 農業高校等の学校農場については、農業法人や企業の参入など、 農地としての利活用を図る。

例 旧三重農業高校重政牧場、山香農業高校など

- (イ) その他未利用地に係る取組
 - 〇 貸付け中の財産も含め、未利用地の利活用に取り組む。

例 荷揚町体育館跡地→平成26年度以降も貸付を継続

大分保健所跡地 →平成27年度時点の地価の動向等勘案し、方針を決定

- (2) 宿舎・住宅の利活用策
 - 校長宿舎については教育庁校長等宿舎処分計画に基づき売却例 佐伯豊南高校校長宿舎、三重総合高校校長宿舎など

2 貸付け拡大等による利活用促進

- 庁舎等空きスペースの貸付けや災害備蓄物資の保管場所としての活用
- 〇 庁舎内壁面等を活用した広告掲載
- 太陽光発電のための条件付き貸付け(屋根貸し) など